

総務教育常任委員会資料

(平成26年7月2日)

[件名]

- 1 島根原子力発電所サイトバンカ建物雑固体溶融炉室での
防災シートの焦げ跡確認について (原子力安全対策課) … 1
- 2 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況に
ついて (原子力安全対策課) … 4
- 3 第60回鳥取県消防ポンプ操法大会の開催について
(消防防災課) … 5
- 4 防火対象物に係る表示制度の表示マークの掲出開始について
(消防防災課) … 6

危機管理局

島根原子力発電所サイトバンカ建物雑固体溶融炉室での防災シートの焦げ跡確認について

平成26年7月2日

原子力安全対策課

6月16日、島根原子力発電所のサイトバンカ建物^{*}の雑固体溶融炉室において、防災シートの焦げ跡が確認されました。県では、情報連絡室を設置して情報収集を行うとともに、現地確認により環境への影響がないこと等を確認しました。また、中国電力から発生状況の聞き取りを行い、本事案に係る原因究明や再発防止対策等について申し入れを行いました。

中国電力に対しては、引き続き厳しく安全対策を求めています。

※サイトバンカ建物：制御棒等の放射性固体廃棄物の貯蔵・保管を行ったり、低レベルの不燃性固体廃棄物の減容のための溶融等を行ったりする建物

1 発生状況の経過

【6月16日(月)】

- 22:50 サイトバンカ建物の養生シートに変色を確認（発火確認なし）
- 23:02 松江市消防本部へ通報
- 23:22 中国電力よりファクシミリ及び電話連絡（第1報）、情報連絡室を設置（3名が緊急参集）

【6月17日(火)】

- 00:51 松江市消防本部にて「非火災」と判断
- 01:00 中国電力よりファクシミリ及び電話連絡（第2報・最終）
- 09:00 中国電力から聞き取りの実施
- 10:00 現地確認の実施（～12:00）
- 12:00 情報連絡室の廃止

2 聞き取りの実施

- (1) 日 時 平成26年6月17日(火) 09:00～09:10
- (2) 場 所 危機管理局長室（第二庁舎3階）
- (3) 説明者 中国電力 芦谷鳥取支社長（対応：危機管理局長）
- (4) 申し入れ事項
 - ・安全対策を徹底すること。
 - ・早期の原因究明と、再発防止を徹底すること。
 - ・原因の究明、対策を速やかに行い、報告すること。 *6/23(月) 防災シート撤去済
 - ・わかりやすい情報提供を行うこと

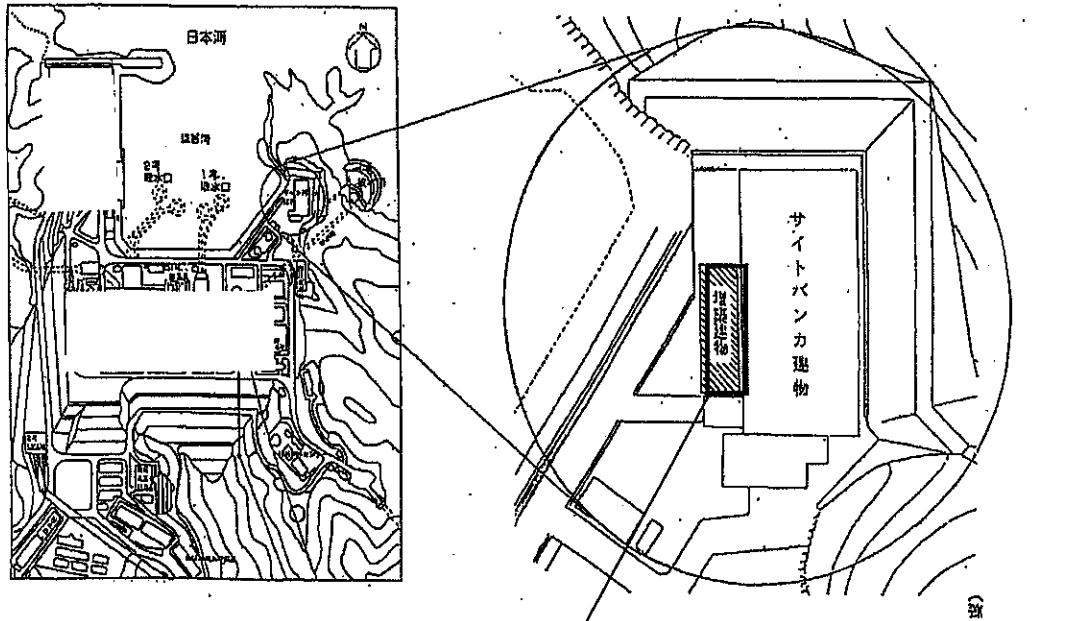
3 現地確認の実施

- (1) 日 時 平成26年6月17日(火) 10:00～12:00
- (2) 確認者 原子力安全対策課、西部総合事務所、米子市、境港市の職員
*島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市の職員も確認
- (3) 確認概要
 - ・防災シートの設置状況及び焦げ跡の状況を現地にて確認した。
 - ・サイトバンカエリアモニタ、敷地周辺モニタリングポスト等の記録を確認し、異常がないことを確認した。

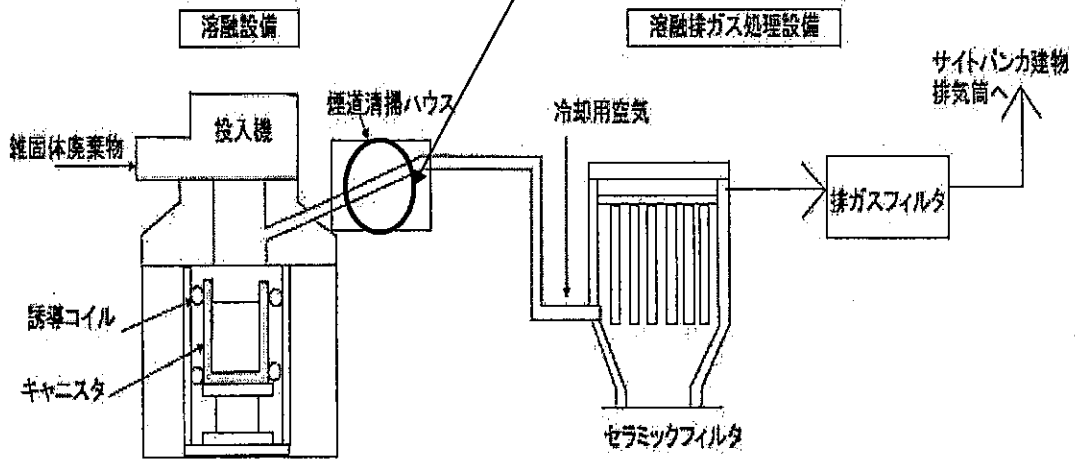
(添付資料) 現場状況・変色部(写真) [中国電力作成資料]

現場状況

(サイトバンカ建物2階 雑固体溶融炉室)



防災シートの変色が確認された箇所



雑固体廃棄物処理設備

変色部 (写真)



島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況について

平成26年7月2日

原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機に係る新規制基準適合性審査の状況は次のとおりです。

回数(開催日)	議 題	概 要
第1回 (H26. 1. 16)	申請の概要	申請の概要説明が行われた。
第2回 (H26. 1. 28)	申請内容に係る主要な論点	申請内容に対する主要な論点(24項目)が原子力規制委員会から示された。
第3回 (H26. 2. 20)	陸域の活断層評価	敷地周辺陸域の活断層評価について質疑・応答が行われた。
第4回 (H26. 3. 19)	海域の活断層評価	敷地周辺海域の活断層評価について質疑・応答が行われた。原子力規制委員会から、鳥取沖西部断層の西端や敷地前面海域にある断層等のデータを拡充するようコメントがあり、中国電力はデータ拡充について検討する旨回答した。
第5回 (H26. 4. 9)	海域の活断層評価(コメント回答)	前回会合の指摘を踏まえた敷地周辺海域の活断層評価に係る追加調査計画について質疑・応答が行われた。原子力規制委員会から、調査範囲の拡大や陸域の追加調査の実施等についてコメントがあり、中国電力は検討する旨回答した。
第6回 (H26. 4. 16)	地下構造評価	島根原子力発電所敷地の地下構造モデルについて質疑・応答が行われた。原子力規制委員会から、地下構造モデルの妥当性や速度層断面図の境界層の設定の考え方等について、データ等を用いて詳細な説明するようコメントがあり、中国電力は検討する旨回答した。
第7回 (H26. 5. 1)	陸域・海域の活断層評価(コメント回答)	これまでの審査会合等でのコメントを踏まえた敷地周辺陸域(宍道断層)および敷地周辺海域の追加調査計画について質疑・応答が行われ、概ね了承されたことから、中国電力は準備が整い次第、調査に着手することを報告した。
第8回 (H26. 6. 27)	震源を特定せず策定する地震動	「震源を特定せず策定する地震動」について質疑・応答が行われた。原子力規制委員会から、表現の見直しや第6回審査会合における地下構造評価での説明との整合性についてコメントがあり、中国電力は検討する旨回答した。

*審査会合と並行して、審査ヒアリング(審査会合前の規制庁職員によるヒアリング)、審査の進め方に係る意見交換(規制庁職員との事務的な打ち合わせ)も実施されています。

<関係自治体向け説明会の開催について>

第8回審査会合の結果について、中国電力による自治体向けの説明会(5回目)が開催され、鳥取県を含む関係自治体の職員が出席しました。

【日時】平成26年7月1日(火)10:30~11:30 【場所】島根県原子力防災センター
また、今回は一般傍聴が行われました。

第60回鳥取県消防ポンプ操法大会の開催について

平成26年7月2日

消 防 防 災 課

火災等の災害から地域住民の生命・身体・財産を守り、消防団員が火災現場等で迅速かつ的確に対応するために必要な技術の向上及び士気の高揚を図り、もって消防活動の充実に寄与することを目的として、次のとおり「第60回鳥取県消防ポンプ操法大会」を開催します。

また、住民に対する防火・防災意識の高揚、消防団への理解を深めることを目的として、会場内で消防梯子車搭乗体験、起震車による地震体験の催しを行います。

- 1 主 催 鳥取県、公益財団法人鳥取県消防協会
- 2 開催日時 平成26年7月6日（日）午前10時から午後3時30分まで
※雨天時、平成26年7月13日（日）に順延
- 3 開催場所 鳥取県消防学校 屋外訓練場（米子市流通町1350番地）
- 4 来 賓 鳥取県議会議長、米子市長、鳥取県消防桜美会会長
- 5 出場 隊 県内各地区の予選を勝ち抜いた消防ポンプ操法チーム

<ポンプ車操法の部> 12隊（72名）

鳥取市消防団 鳥取湖山分団	若桜町消防団 第2分団
鳥取市消防団 青谷第5分団	八頭町消防団 船岡地区第1分団
米子市消防団 成実分団	湯梨浜町消防団 第10分団
米子市消防団 淀江町第1分団	琴浦町消防団 第4分団
倉吉市消防団 関金第2分団	大山町消防団 名和分団
境港市消防団 第3分団	江府町消防団 第1分団

<小型ポンプ操法の部> 9隊（45名）

鳥取市消防団 鳥取神戸分団	八頭町消防団 役場分団
鳥取市消防団 鳥取松保分団	三朝町消防団 第3分団
米子市消防団 福生東分団	南部町消防団 西伯第2分団
倉吉市消防団 上井分団	伯耆町消防団 第5分団
智頭町消防団 山郷第1分団	

- 6 競技内容 消防ポンプの放水作業の動作の機敏さ、正確さを競う。

- 7 表彰内容

<大会長（鳥取県知事）表彰> ポンプ車操法の部、小型ポンプ操法の部・・・各部門3位まで

ポンプ車操法優秀選手賞・・・指揮者1名、操作員4名

小型ポンプ操法優秀選手賞・・・指揮者1名、操作員3名

※) 指揮者及び操作員に対する個人表彰は、各隊員の行動審査で最高得点を得た隊員に授与。本大会が今年で第60回目を迎えることを記念して、新たに創設（今大会から毎年実施）

<消防庁長官表彰> ポンプ車操法の部の優勝チーム

<日本消防協会会長表彰> 小型ポンプ操法の部の優勝チーム

<鳥取県消防桜美会会長表彰> ポンプ車操法の部、小型ポンプ操法の部・・・各部門優勝チーム

※大会結果は、大会当日の夕方、鳥取県のHPで情報提供を行います。

ポンプ車操法の部の優勝チームは、平成26年11月8日（土）東京臨海広域防災公園で開催される第24回全国消防操法大会に出場します。

防火対象物に係る表示制度の表示マークの掲出開始について

平成26年7月2日
消 防 防 災 課

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災（死者7名、負傷者3名）を受け、全国の消防本部では、消防法令等の防火基準に適合しているホテル・旅館等建物の情報を利用者等に提供する「表示制度」の運用を開始しているところです。県内消防局でも、平成26年4月1日から「表示制度」の申請の受付を行っており、8月1日から「表示マーク」の交付・掲出が開始されます。

1 表示制度の概要

本制度は、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき消防局が審査した結果、消防法令のほか重要な建築構造等に関する基準等に適合していると認められた建物に対して「表示マーク」を交付する制度で、建物やホームページに「表示マーク」を掲出することにより、利用者等に建物の安全情報を提供するものです。

2 対象となる建物

3階建て以上で収容人員が30名以上のホテル・旅館等（複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む。）が対象です。

3 表示制度の申請・交付の流れ（別添「ホテル・旅館等に対する表示制度のチラシ」参照）

(1) 申 請

表示マークの交付を希望する場合、ホテル・旅館等の関係者は「表示マーク申請書」に以下の書類を添えて管轄の消防局に申請する。

- ① 防火対象物（防火管理）点検結果報告書、② 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
- ③ 製造所等定期点検記録表、④ 特殊建築物等定期調査報告書、
- ⑤ その他消防機関が必要と認める書類



(2) 審 査

消防機関は、ホテル・旅館等の関係者からの申請書と添付書類に基づき、建物が表示基準に適合していることを審査する。

- ① 消防法令の基準（防火管理の実施状況、消防用設備等の設置状況及び危険物施設等）に適合していること。
- ② 建築基準法令の基準（構造・防火区画・階段・避難施設等）に適合していること。



(3) 交 付

消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（銀）」（有効期間1年間）が交付され、3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（金）」（有効期間3年間）が交付される。



(4) 表 示

表示マークの交付を受けた関係者は、表示マークを建物やホームページに掲出して利用者に情報提供します。

4 県内消防局の表示マークの申請等の状況

(単位：件)

区分	対象となる建物数(※1,2)	6月20日現在申請件数	7月までの申請見込み件数(※3)	8月1日交付予定件数
東部消防局	6.2	7	7	7
中部消防局	4.0	5	1.5	1.4
西部消防局	9.5	2	4	4
計	19.7	14	2.6	2.5

※1 「対象となる建物数」は、3階以上で収容人員が30名以上のホテル・旅館等(26年4月現在)。

※2 「対象となる建物数」には、既存不適格の建物(建築時には適法に建てられた建築物であって、その後の法令改正等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建物)を含む。

※3 7月までの申請見込み件数は、消防局の立入検査の折や電話連絡により調査した件数である。

5 表示マークの交付式

区分	期日	場所	交付式出席予定事業所
東部消防局	7月29日(火)	鳥取市吉成640-1 東部消防局	7事業所
中部消防局	8月1日(金)	倉吉市八屋307-4 倉吉消防署	14事業所へ案内中
西部消防局	検討中		

注) 東部消防局では、事業所が8月1日から掲出できるよう、早めの交付を行うもの。

6 表示制度の周知について

- (1) 県と各消防局等は、平成26年2月5日に連絡会議を開催し、表示制度の審査手順、建築部局との連携、説明会の開催等の確認を行った。
- (2) 3月7日、消防庁から日本旅行業協会、日本ホテル協会、日本旅館協会等に対して、協会会員方々への表示制度の周知依頼が行われた。
- (3) 各消防局では、対象となる建物の管理者等に対して、表示制度の説明会を開催して、申請のPRを行った。

<説明会の開催>

区分	期日	場所	参加事業所
東部消防局	3月12日(水)	鳥取市吉成640-1 東部消防局	26事業所
中部消防局	3月18日(火)	倉吉市八屋307-4 倉吉消防署	20事業所
西部消防局	3月11日(火)	米子市両三柳5452 西部消防局	43事業所

- (4) 県政だより7月号に「表示制度の開始」を掲載した。
- (5) 各消防局及び県では、ホームページで表示制度の周知を行うとともに、8月1日から表示マークの交付状況を掲載する。

7 今後の表示制度の普及の取り組みについて

- (1) 消防局が旅館・ホテルへ立入検査を行う際に、事業者に対して表示制度のPRを行う。
- (2) 県内の旅行業協会、旅館・ホテル関係組合等に対して、表示制度の運用開始のPRを行う。
- (3) 消防局の表示マークの交付式について、報道機関へ消防局及び県から資料提供を行う。

ホテル・旅館等に対する

「表示制度」

が開始されます。

消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」が開始されます。(平成26年4月1日から受付・審査)



表示マーク(銀)



表示マーク(金)

3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は「表示マーク(金)」(有効期間3年間)が交付されます。

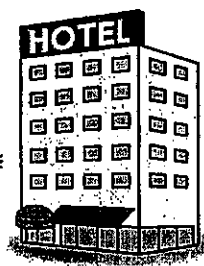
表示制度とは

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して、消防機関から表示マークを交付する制度です。



対象となる建物は

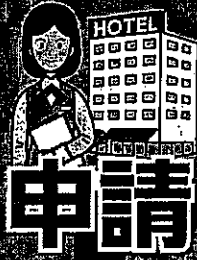
3階建て以上で収容人員が、30名以上のホテル・旅館等(複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む。)が対象です。*



*表示開始時期や対象となる建物は、消防機関によって異なる場合がありますので、お近くの消防機関にお問い合わせください。

表示制度の申請・交付の流れ

平成26年
4月1日から
受付・審査



申請

表示マークの申請

表示マークの交付(更新)を希望する場合、ホテル・旅館等の関係者は「表示マーク交付(更新)申請書」に以下の書類を添えて管轄の消防機関に申請してください。

【申請に必要な書類】

- ① 防火対象物(防災管理)点検結果報告書
- ② 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書
- ③ 製造所等定期点検記録表
- ④ 特殊建築物等定期調査報告書
- ⑤ その他消防機関が必要と認める書類



審査

表示基準の審査

消防機関は、ホテル・旅館等の関係者からの申請書と添付書類に基づき、建物が表示基準に適合していることを審査します。
(必要に応じて現地確認を行ないます。)

【表示基準】

- 消防法令の基準(防火管理の実施状況、消防用設備等の設置状況及び危険物施設等に適合していること。)
- 建築基準法令の基準(構造・防火区画・階段・避難施設等)に適合していること。



交付

表示マーク(銀)の交付

消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(銀)」(有効期間1年間)が交付されます。



表示マーク(金)の交付

3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(金)」(有効期間3年間)が交付されます。



表示マークの交付を受けた関係者は、表示マークを建物やホームページに掲出して防火安全情報を利用者に提供することができます。

消防庁 総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

※詳しくはお近くの消防機関にお問い合わせください。